

## コメント

三明 翔

去る2019年2月12日、琉球大学文系総合研究棟7階模擬法廷教室において、「沖縄から戦後日本を考える——分断と平和」と題し、桐蔭法学研究会が開催された。当日は晴天で、同室からは東シナ海を臨むことができ、時折米軍航空機の轟音が鳴り響くという沖縄を感じさせる環境で、研究会は進められた。

報告は全3件で、いずれも沖縄の抱える課題に対し異なる視点から光を投じたものであった。以下、それぞれについて極めて簡単な内容の紹介と雑感を示したい。

第1報告は、茂木洋平准教授による「国と地方公共団体の争訟」であり、那覇地判平成30年3月13日判時2383号3頁の法的问题を考察した。辺野古新基地建設工事の際に知事による岩礁破碎行為等の許可を要するか否かが同訴訟の実体的争点であったが、那覇地裁は、最判平成14年7月9日民集56巻6号1134頁に依拠し、行政主体が提起する訴訟は自己の主観的利益に基づくものでなければ法律上の争点に該当しないとし、実体審理に立ち入ることなく訴えを却下した。本報告は、平成14年判決の射程を巡る裁判例、学説の評価を分析した上で、本件事例が国対地方公共団体のものであったにも拘らず、行政対私人の事案に対する判断である平成14年判決を機械的に依拠し、その射程を拡大したとして、那覇地裁の判断を疑問視した。辺野古米軍基地建設を巡っては、本研究会が開催された月末には埋め立ての是非を問う県民投票も行われ、同基地建設の是非はわが国の抱える最大の紛争の一つである。国と地方公共団体の紛争解決の場として司法がいかなる役割を果

たしうるかを明らかにすることは重要な課題であり、本報告もその一端を担うものといえよう。

第 2 報告は、出口雄一教授による「『戦後体制』のなかの沖縄——1950～60 年代の法的問題から」である。同報告は、最判昭和 48 年 9 月 12 日刑集 27 卷 8 号 1379 頁が復帰前の沖縄の刑事裁判の効力承継を合憲と判断したことを念頭に、沖縄の本土復帰までの刑事司法制度の状況（アメリカ軍による直接軍政、琉球列島米国民政府と琉球政府の二元的司法制度）、アメリカの施政下における刑事裁判と、憲法 39 条の二重危険禁止や刑法 5 条の「外国裁判」との関係を探る判例の変遷等につき、詳細な分析を行った。報告で言及のあった事実の中で、刑事手続法に関しアメリカ法と比較研究を行ってきた者として特に興味を引かれたのが、1963 年、合衆国最高裁判所の判断を受け、民政府裁判所に陪審制度が導入されたという事実である。1960 年代といえば、アメリカ合衆国はいわゆるウォーレンコートの時代である。ミランダ判決（*Miranda v. Arizona*, 384 U.S. 436 (1966)）を始め、刑事被告人の権利を手厚く保護する合衆国憲法の解釈が相次いで下され、それらが第 14 修正のデュープロセス条項を介して州にも適用されたことから、同時代の一連の判断は全米の刑事手続を変えたデュープロセス革命とよばれている。その余波が遠く沖縄の米国民政府下の刑事手続にも及び、日本国民を被告人とする刑事手続にも適用される場合があったという事実は面白く、それがどの範囲・程度のものであり、さらには当時の沖縄住民における刑事裁判の公正さの意識にも影響を及ぼすようなことがあったのかなど強い興味を引かれた。また出口教授には報告後の意見交換の場で、わが国の憲法の刑事手続に関するある規定に関して刑事訴訟法学の領域で有力に主張されている見解は、その制定経緯に照らせば必ずしも支持されないのではないかといった有益なご示唆もいただいた。連邦制度を前提に合衆国憲法の解釈により州の刑事手続を規律するアメリカ合衆国に比べ、わが国では刑事手続に関する憲法規定の意義を具体化・明確化する手続的契機は少ないが、憲法の実体的な要求は変わらないはずであり、各条項の意義の具体化・明確化の必要性は変わらない。その際には、制定過程・資料は解釈上重要な意味を持つてくるものであり、法制史の知見の重要性を再認識した。

第 3 報告は、升信夫教授による「沖縄、複相性、グローバル化」である。

第1報告が実定法、第2報告が法制史の視点から検討を行ったのに対し、第3報告はグローバル化という、より大きな現象から沖縄の現状の分析を行ったものである。同報告は、沖縄が持つ多相性を明らかにした上で、グローバル化の理解自体を巡る議論、グローバル化の視点からみた近年の世界情勢を分析した後、沖縄の現状について多角的に検討を行った。沖縄は一括りに理解されがちであるが、沖縄における思想、利害の多様性は、ロースクールの学生と接する中で日々気づかされることでもある。沖縄に関する正確な分析を行う上では、その多相性に常に留意すべきことを改めて感じた次第である。

(みあけ・しょう 琉球大学法務研究科准教授)